

鹿 児 島 県 公 報

平成24年4月6日（金）第2792号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の決定（2件） (農地整備課取扱い) 4
- 団体営土地改良事業の計画の変更に係る同意 (農地整備課取扱い) 5
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 5
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（3件） (河川課取扱い) 5
- 都市計画道路の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 9
- 都市計画道路事業の認可（2件） (都市計画課取扱い) 9
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 10
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（3件） (鹿児島地域振興局取扱い) 10
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (南薩地域振興局取扱い) 10
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件） (北薩地域振興局取扱い) 11
- (始良・伊佐地域振興局取扱い) 11

公 告

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成24年度鹿児島県献血推進計画の公表 (薬務課取扱い) 12

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） (選挙管理委員会取扱い) 12

人 事 委 員 会 公 告

- 鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 12

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告 (生活安全企画課取扱い) 15

労 働 委 員 会 告 示

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定 (労働委員会事務局取扱い) 18

告 示

鹿児島県告示第486号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
三宅病院	鹿児島市谷山中央七丁目3番1号

2 認定の有効期限

平成27年5月11日

鹿児島県告示第487号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
虹の丘	奄美市名瀬小宿 字苗代田3416番1	社団法人大島郡 医師会	奄美市名瀬塩浜 町3番10号	平瀬 吉成	平成24年 3月31日	訪問リハ ビリテー ション
グリーンコープ デイサービスみ どりのお家せん だい	薩摩川内市宮内 町3886番1	グリーンコープ かごしま生活協 同組合	鹿児島市伊敷五 丁目25番40号	川原ひろみ	平成24年 3月31日	通所介護
有限会社重富義 肢製作所	鹿児島市山下町 17番18号	有限会社重富義 肢製作所	鹿児島市山下町 17番18号	重富 正志	平成24年 3月31日	福祉用具 貸与
有限会社出水義 肢装具製作所	出水市中央町 335-1	有限会社出水義 肢装具製作所	出水市中央町 335-1	弓木野勇次	平成24年 3月31日	福祉用具 貸与
有限会社ホワイト トベル奄美福祉 事業部	奄美市名瀬朝仁 新町35-1	有限会社ホワイト トベル奄美	奄美市名瀬朝仁 新町35-1	山田紀美子	平成24年 3月31日	福祉用具 貸与
有限会社ホワイト トベル奄美福祉 事業部	奄美市名瀬朝仁 新町35-1	有限会社ホワイト トベル奄美	奄美市名瀬朝仁 新町35-1	山田紀美子	平成24年 3月31日	特定福祉 用具販売
イーハトーブゆ めびか	南さつま市加世 田本町43番地6	特定非営利活動 法人よかよか	南さつま市加世 田本町43番地6	橋口 裕光	平成24年 4月1日	福祉用具 貸与
イーハトーブゆ めびか	南さつま市加世 田本町43番地6	特定非営利活動 法人よかよか	南さつま市加世 田本町43番地6	橋口 裕光	平成24年 4月1日	特定福祉 用具販売

鹿児島県告示第488号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施 設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
永田外科	鹿児島市下伊敷 一丁目11番3号	医療法人永寿会	鹿児島市下伊敷 一丁目11番3号	永田 政幸	平成24年 3月31日	介護療養 施設サー

						ビス
--	--	--	--	--	--	----

鹿児島県告示第489号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
愛寿園ホームヘルパー派遣センター	大島郡龍郷町浦561番地	社会福祉法人竜泉会	大島郡龍郷町浦1874番地	重枝 哲能	平成24年3月31日	介護予防訪問介護
虹の丘	奄美市名瀬小宿字苗代田3416番1	社団法人大島郡医師会	奄美市名瀬塩浜町3番10号	平瀬 吉成	平成24年3月31日	介護予防訪問リハビリテーション
グリーンコープデイサービスみどりのお家せんだい	薩摩川内市宮内町3886番1	グリーンコープかごしま生活協同組合	鹿児島市伊敷五丁目25番40号	川原ひろみ	平成24年3月31日	介護予防通所介護
有限会社重富義肢製作所	鹿児島市山下町17番18号	有限会社重富義肢製作所	鹿児島市山下町17番18号	重富 正志	平成24年3月31日	介護予防福祉用具貸与
有限会社出水義肢装具製作所	出水市中央町335-1	有限会社出水義肢装具製作所	出水市中央町335-1	弓木野勇次	平成24年3月31日	介護予防福祉用具貸与
有限会社ホワイトベル奄美福祉事業部	奄美市名瀬朝仁新町35-1	有限会社ホワイトベル奄美	奄美市名瀬朝仁新町35-1	山田紀美子	平成24年3月31日	介護予防福祉用具貸与
有限会社ホワイトベル奄美福祉事業部	奄美市名瀬朝仁新町35-1	有限会社ホワイトベル奄美	奄美市名瀬朝仁新町35-1	山田紀美子	平成24年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
イーハトーブゆめびか	南さつま市加世田本町43番地6	特定非営利活動法人よかよか	南さつま市加世田本町43番地6	橋口 裕光	平成24年4月1日	介護予防福祉用具貸与
イーハトーブゆめびか	南さつま市加世田本町43番地6	特定非営利活動法人よかよか	南さつま市加世田本町43番地6	橋口 裕光	平成24年4月1日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第490号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ひまわり薬局	志布志市志布志町安楽前田622番1	平成24年4月1日	育成医療・更生医療
やまぐち薬局	伊佐市大口上町25番地6	平成24年	育成医療・更

4月1日 | 生医療

鹿児島県告示第491号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1178号	平成30年4月27日	魚かす粉末	魚粉末	窒素全量 6.1 りん酸全量 7.5	該当事項なし	有限会社 馬場水産	熊毛郡屋久島町一湊2288番地9

鹿児島県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，大崎町横瀬土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 中倉 毅 曾於郡大崎町永吉6450番地1
 理事 福留 敬二 曾於郡大崎町横瀬389番地
 理事 上橋 信夫 曾於郡大崎町横瀬1864番地
 理事 浜松 昭一 曾於郡大崎町永吉9399番地8
 理事 久保 尚夫 曾於郡大崎町横瀬1335番地3
 理事 徳永九州男 曾於郡大崎町横瀬1306番地
 理事 西平 清春 曾於郡大崎町横瀬2330番地3
 理事 出田 次雄 曾於郡大崎町横瀬2398番地
 理事 諸木 逸郎 曾於郡大崎町横瀬496番地1
 理事 下井倉 稔 曾於郡大崎町永吉8993番地
 監事 中村幸士郎 曾於郡大崎町横瀬1718番地
 監事 徳永 義富 曾於郡大崎町横瀬1299番地1
 （任期 平成23年5月1日から平成26年4月30日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 中倉 毅 曾於郡大崎町永吉6450番地1
 理事 福留 敬二 曾於郡大崎町横瀬389番地
 理事 上野 道雄 曾於郡大崎町横瀬1883番地2
 理事 穂園 幸哉 曾於郡大崎町横瀬1710番地
 理事 東平 建一 曾於郡大崎町横瀬396番地
 理事 諸木 悦朗 曾於郡大崎町横瀬454番地
 理事 鷺東 一盛 曾於郡大崎町横瀬1623番地
 理事 出田 次雄 曾於郡大崎町横瀬2398番地
 理事 下井倉 稔 曾於郡大崎町永吉8993番地
 理事 徳永 義富 曾於郡大崎町横瀬1299番地1
 監事 中村幸士郎 曾於郡大崎町横瀬1718番地
 監事 宝満 秀行 曾於郡大崎町横瀬2317番地

鹿児島県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地防

災（農業用河川工作物応急対策事業）（農業用排水施設整備）大窪地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年4月9日から同年5月9日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農業用河川工作物応急対策事業）（農業用排水施設整備）橋口地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年4月9日から同年5月9日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、鹿児島市が行う土地改良事業団体営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備、農道整備及び農用地保全）東桜島地区の計画の変更について平成24年3月22日付けで同意した。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第496号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁長から平成23年7月8日鹿児島県告示第743号で告示した公共測量の実施は、平成24年3月16日終了した旨の通知があった。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第497号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 しゅん功認可年月日
平成24年3月28日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3 埋立区域

(1) 位置

大島郡宇検村大字芦検字大下2518番3から同字2529番2に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の点1から点51までを順次直線で結んだ線及び点51と点1を直線で結んだ線によって囲まれた区域

点1 三等三角点芦検（北緯28度17分25.29秒，東経129度15分09.06秒）から167度15分1秒1,780.304メートルの地点

点2 点1から259度51分0.3メートルの地点

点3 点2から258度56分9.1メートルの地点

点4 点3から272度42分1.9メートルの地点

点5 点4から256度22分12.0メートルの地点

点6 点5から264度50分8.1メートルの地点

点7 点6から245度56分5.1メートルの地点

点8 点7から264度25分7.4メートルの地点

点9 点8から278度25分8.4メートルの地点

点10 点9から256度59分20.2メートルの地点

点11 点10から263度13分2.0メートルの地点

点12 点11から257度47分7.5メートルの地点

点13 点12から258度55分3.9メートルの地点

点14 点13から260度25分4.8メートルの地点

点15 点14から264度57分2.4メートルの地点

点16 点15から269度15分2.3メートルの地点

点17 点16から264度16分4.0メートルの地点

点18 点17から275度56分6.9メートルの地点

点19 点18から284度21分7.7メートルの地点

点20 点19から291度55分2.3メートルの地点

点21 点20から281度04分3.7メートルの地点

点22 点21から323度47分0.8メートルの地点

点23 点22から289度14分4.4メートルの地点

点24 点23から232度33分1.6メートルの地点

点25 点24から263度43分4.4メートルの地点

点26 点25から298度08分4.6メートルの地点

点27 点26から277度42分2.0メートルの地点

点28 点27から295度37分18.4メートルの地点

点29 点28から294度27分0.4メートルの地点

点30 点29から288度34分1.6メートルの地点

点31 点30から294度01分3.3メートルの地点

点32 点31から292度22分1.4メートルの地点

点33 点32から292度01分13.4メートルの地点

点34 点33から292度01分0.5メートルの地点

点35 点34から265度00分3.2メートルの地点

点36 点35から153度19分3.6メートルの地点

点37 点36から118度55分0.7メートルの地点

点38 点37から112度05分13.4メートルの地点

点39 点38から115度06分6.7メートルの地点

点40 点39から110度26分20.5メートルの地点

- 点41 点40から105度27分14.9メートルの地点
- 点42 点41から99度57分6.1メートルの地点
- 点43 点42から94度48分21.2メートルの地点
- 点44 点43から87度35分7.3メートルの地点
- 点45 点44から83度55分13.8メートルの地点
- 点46 点45から77度39分20.5メートルの地点
- 点47 点46から77度08分7.8メートルの地点
- 点48 点47から77度51分7.3メートルの地点
- 点49 点48から77度31分5.0メートルの地点
- 点50 点49から76度38分8.0メートルの地点
- 点51 点50から76度35分12.0メートルの地点

(3) 面積

506.97平方メートル

4 埋立地の用途

公共用道路用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成13年9月6日

指令河第230号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
宇検村**鹿児島県告示第498号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 しゅん功認可年月日

平成24年3月28日

2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3 埋立区域

(1) 位置

大島郡宇検村大字芦検字大下2547番2から同村大字生勝字白浜1592番の土地に接する県道敷の地先公有水面

(2) 区域

次の点1から点30を順次直線で結んだ線及び点30と点1を直線で結んだ線によって囲まれた区域

- 点1 三等三角点芦検（北緯28度17分25.2940秒，東経129度15分09.0570秒）から178度35分06秒1,744.949メートルの地点
- 点2 点1から229度10分6.49メートルの地点
- 点3 点2から229度02分13.50メートルの地点
- 点4 点3から213度31分4.34メートルの地点
- 点5 点4から230度48分15.98メートルの地点
- 点6 点5から241度24分20.52メートルの地点
- 点7 点6から268度11分9.63メートルの地点
- 点8 点7から274度05分10.43メートルの地点
- 点9 点8から276度49分19.08メートルの地点
- 点10 点9から295度01分14.92メートルの地点

- 点11 点10から319度57分5.59メートルの地点
- 点12 点11から336度00分20.23メートルの地点
- 点13 点12から337度12分20.06メートルの地点
- 点14 点13から333度20分8.12メートルの地点
- 点15 点14から310度55分9.07メートルの地点
- 点16 点15から270度07分1.20メートルの地点
- 点17 点16から163度17分8.00メートルの地点
- 点18 点17から158度19分8.03メートルの地点
- 点19 点18から160度21分20.71メートルの地点
- 点20 点19から150度18分22.09メートルの地点
- 点21 点20から137度54分6.23メートルの地点
- 点22 点21から124度39分16.90メートルの地点
- 点23 点22から103度02分22.98メートルの地点
- 点24 点23から83度42分12.48メートルの地点
- 点25 点24から70度18分10.47メートルの地点
- 点26 点25から57度20分21.67メートルの地点
- 点27 点26から48度41分16.21メートルの地点
- 点28 点27から48度10分4.19メートルの地点
- 点29 点28から47度45分13.50メートルの地点
- 点30 点29から49度10分6.47メートルの地点

(3) 面積

1,164.48平方メートル

4 埋立地の用途

公共用道路用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成21年10月29日

指令河第305号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

宇検村

鹿児島県告示第499号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成24年4月6日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 しゅん功認可年月日

平成24年3月27日

2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3 埋立区域

(1) 位置

鹿児島市中央港新町1番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち，①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び④の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 鹿児島南港南防波堤灯台（北緯31度32分38秒431，東経130度33分01秒896）から158度26分09秒613.44メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から202度02分30秒284.10メートルの地点
③の地点 ②の地点から111度58分48秒481.09メートルの地点
④の地点 ③の地点から21度57分11秒284.07メートルの地点
- (3) 面積
136,608.82平方メートル
- 4 埋立地の用途
緑地及び道路用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成11年9月16日
指令港第243号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
鹿児島市

鹿児島県告示第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により日置市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
(1) 種類 伊集院都市計画道路
(2) 名称 8・7・1号駅北口南口線
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
日置市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 伊集院都市計画道路事業
(2) 名称 3・5・3号朝日通り線
- 3 事業施行期間
平成24年4月6日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
日置市大字伊集院町徳重字土器田，字古川及び字飛松地内
(2) 使用の部分
日置市大字伊集院町徳重字土器田，字古川及び字飛松地内

鹿児島県告示第502号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年4月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
日置市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 伊集院都市計画道路事業
 (2) 名称 8・7・1号駅北口南口線

3 事業施行期間

平成24年4月6日から平成27年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
なし
 (2) 使用の部分
日置市大字伊集院町徳重字迫目及び字土器田地内

鹿児島地域振興局告示第32号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月6日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
やまびこ医療福祉センター	鹿児島市皆与志町1779番地	社会福祉法人向陽会	鹿児島市皆与志町1779番地	本重 博史	平成24年3月31日	短期入所

鹿児島地域振興局告示第33号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月6日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
カフェ紅葉	日置市東市来町美山1542	特定非営利活動法人まぐねっと25	鹿児島市紫原三丁目35-7-301号	尾辻 伸朗	平成24年4月1日	就労継続支援A型

鹿児島地域振興局告示第34号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月6日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
向陽ホーム	日置市伊集院町郡二丁目33	医療法人向陽会	日置市伊集院町徳重156番地	桑水流博文	平成24年4月1日	共同生活援助

南薩地域振興局告示第12号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月6日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鹿児島身体障害者福祉工場	南さつま市加世田唐仁原5848番地	社会福祉法人あかり会	南さつま市加世田唐仁原5848番地	小田 又次	平成24年4月1日	就労継続支援A型

南薩地域振興局告示第13号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年4月6日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

指定障害者支援施設		設置者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設知覧育成園	南九州市知覧町郡9047-1	社会福祉法人敬和会	南九州市知覧町郡9047-1	松久保秀徳	平成24年3月31日	生活介護・施設入所支援・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援

北薩地域振興局告示第20号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月6日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
さぼーとすてーしょんどら	阿久根市山下961番地	特定非営利活動法人さぼーとすてーしょんどら	阿久根市山下961番地	寺園 聡一	平成24年4月1日	就労継続支援B型

始良・伊佐地域振興局告示第17号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月6日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
企業組合労協センター事業団国分地域福祉事業所ほのぼの児童デイサービス	霧島市国分中央一丁目9番28号	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目1番2号	藤田 徹	平成24年3月15日	児童デイサービス

公 告

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成24年度鹿児島県献血推進計画の公表

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定により、平成24年度鹿児島県献血推進計画を定めたので、鹿児島県保健福祉部薬務課において縦覧に供する。

平成24年 4 月 6 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第6号

平成24年 2 月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年 4 月 6 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表23の項中「医療法人白光会白石病院」を「社会医療法人白光会白石病院」に改める。

人事委員会公告

鹿児島県職員採用試験公告

平成24年度鹿児島県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成24年 4 月 6 日

鹿児島県人事委員会委員長 上園淳

1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容
上 級	総合行政	知事部局における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	心 理	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	農 業	
	畜 産	
	農業土木	
	林 業	
	水 産	
	建 築	
	電 気	
	化 学 I	
	化 学 II	
保 健 師		
民間企業等 職務経験者	行 政	知事部局における事務
中 級	一般事務	知事部局における事務
	教育事務	市町村立小・中学校等における事務
	土 木	知事部局における専門的業務
初 級	一般事務	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	林 業	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	土 木	

2 受験資格

(1) 次に該当する者

試験名	受 験 資 格
上 級	ア 昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者。ただし、保健師は昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 イ 平成3年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成25年3月末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者
民間企業等 職務経験者	次の2つの要件を満たす者 ア 昭和48年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者 イ 民間企業等における職務経験を5年以上有する者（平成24年3月31日現在）
中 級	昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者
初 級	平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者

(2) 次の試験区分にあつては、それぞれ当該右欄に掲げる免許又は資格を必要とする。

試験区分	免 許 又 は 資 格
化 学 II	食品衛生監視員の任用資格取得者又は平成25年3月31日までに取得見込みの者
保 健 師	保健師の免許取得者又は平成25年3月31日までに行われる国家試験により取得見込みの者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない者（保健師を除く。）
 イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 エ 鹿児島県職員（教育事務の受験者にあつては、鹿児島県職員又は鹿児島県の県費負担教職員）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 カ 民間企業等職務経験者職員採用試験にあつては、公務員である者

3 試験の方法、時期及び場所

(1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上 級	平成24年6月 24日（日）	鹿 児 島 市	教養試験，専門試験（注1）， PR論文試験（注2）	平成24年7月 6日（金）
民間企業等 職務経験者			教養試験，経験論文試験	平成24年7月 27日（金）
中 級	平成24年9月 23日（日）		教養試験，専門試験（注3）	平成24年9月 28日（金）
初 級			教養試験，専門試験（注3）	

（注1）専門試験は、保健師は実施しない。

（注2）PR論文試験は、総合行政で実施。教養試験及び専門試験の成績が一定に達しない場合は、PR論文は採点の対象にならない。

（注3）専門試験は、林業及び土木で実施。

(2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上 級	平成24年7月 下旬から8月		論文試験（注1），専門試験 （注2），面接試験，適性検査，	平成24年8月

	上 旬	鹿 児 島 市	身体検査	下旬
民間企業等 職務経験者	平成24年8月 下旬から9月 上旬		面接試験，適性検査，身体検査	平成24年9月 中旬
中 級	平成24年10月 中旬から下旬		論文試験（注3），専門試験 （注4），面接試験，適性検査， 身体検査	平成24年11月 中旬
初 級			作文試験，面接試験，適性検査， 身体検査	

（注1）論文試験は，総合行政，警察事務，保健師で実施。

（注2）専門試験は，心理，農業，畜産，農業土木，林業，水産，建築，電気，化学Ⅰ，化学Ⅱで実施。

（注3）論文試験は，一般事務及び教育事務で実施。

（注4）専門試験は，土木で実施。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

	上 級	民間企業等 職務経験者	中 級	初 級
申 込 受 付 期 間	平成24年5月8日（火）午前8時30分 から同月22日（火）午後5時15分ま でに鹿児島県電子申請共同運営シス テムのサーバーに到達したものとす る。		平成24年8月8日（水）午前8時30分 から同月22日（水）午後5時15分ま でに鹿児島県電子申請共同運営シス テムのサーバーに到達したものとす る。	
受験申込方法	鹿児島県のホームページ（ http://www.pref.kagoshima.jp/ ）において， 必要な事項を入力し，申し込むこと。			

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	上 級	民間企業等 職務経験者	中 級	初 級
受験申込書 配布開始日	平成24年4月18日（水）		平成24年7月2日（月）	
申込受付期間	平成24年5月8日（火）から同月 24日（木）まで		平成24年8月8日（水）から同月 24日（金）まで	
受験申込書の 請 求 先	鹿児島県人事委員会事務局，県の各地域振興局総務企画部，各支庁総 務企画部及び県外事務所等。ただし，郵送での請求は，鹿児島県人事 委員会事務局のみで受け付ける。			
受験申込方法	ア 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 イ 受験申込みは，一試験につき一試験区分に限る。 ウ 受験申込書の受理後における試験区分の変更は認めない。 エ 郵送の場合は，必ず簡易書留郵便にすること。			
受験申込先	鹿児島県人事委員会事務局総務課			

5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は，試験区分毎に作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は，名簿確定の日から原則として1年間である。

6 給与

(1) 上級，中級及び初級試験

給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

平成24年4月1日に適用されている現行条例によれば，行政職給料表では，基準となる
給料月額下表のとおりとなり，職務経験等のある場合には，この額に一定の基準で加算

されることがある。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

上 級	172,200円
中 級	152,800円
初 級	140,100円

(2) 民間企業等職務経験者職員採用試験

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、給料月額240,000円程度が支給される。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

なお、知事等の給与の特例に関する条例により、平成24年4月から平成25年3月までの間、給料月額の一定割合が減額されることがある。

7 その他

各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893, 099-286-3894

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年4月6日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

平成24年7月9日（月）から同月13日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 追加取得講習

平成24年7月12日（木）及び同月13日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「3号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書

の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に3号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員

(1) 新規取得講習

10人（原則として、受付先着順とする。）

(2) 追加取得講習

5人（原則として、受付先着順とする。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成24年5月8日（火）から同月18日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者

a 3号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

- b 履歴書 1通
- (イ) 4(1)イに該当する者
3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 4(1)ウに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 4(1)エに該当する者
3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 4(1)オに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
 - (ア) 4(2)アに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (イ) 4(2)イに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (ウ) 4(2)ウに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (エ) 4(2)エに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (オ) 4(2)オに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人による申込み（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼り付けて提出すること。
なお、受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。
 - ア 新規取得講習
38,000円
 - イ 追加取得講習
14,000円
- 7 その他
 - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、3号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 問合せ先
本講習に関する問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）又は一般社団法人鹿児島県警備業協会（電話099-224-4490）に行うこと。

労働委員会告示

鹿児島県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、平成13年10月5日鹿児島県地方労働委員会告示第3号（地方公営企業労働関係法第5条第2項の認定）は、廃止する。

平成24年4月6日

鹿児島県労働委員会会長 宮廻甫允

- 1 地方公営企業等の名称
鹿児島市水道局
- 2 労働組合の名称
全水道鹿児島水道労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	職名
本局	総務部長 水道部長 下水道部長 参事 総務課長 経営管理課長 経理課長 営業課長 収納課長 給排水設備課長 水道整備課長 水道管路課長 配水管理課長 下水道建設課長 下水道管路課長 下水処理課長 主幹 職員係長 職員係員で人事又は労働関係について機密の事務を取り扱う者 (1名)
河頭浄水場	場長 主幹
滝之神浄水場	場長 主幹
平川浄水場	場長 主幹
南部処理場	場長 主幹
谷山処理場	場長 主幹

- 4 認定年月日
平成24年3月27日